

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育研修等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて社会情勢や経営環境を踏まえ、従業員の処遇を検討し人事評価を通じて賃金の引上げを行い、会社収益の適正な分配・還元に努めてまいります。

また、教育訓練等について個々が主体的にキャリアを形成できるよう独自のキャリアパスと質の高い研修制度を整備し、多様な研修機会を提供することで社員の成長を支援します。さらに、自己啓発支援制度として、業務に関連する資格取得においては『受験料と資格手当金』を支給することで社員の高いモチベーションと自律的な学習意欲を醸成し、継続的な能力開発を促進する環境づくりに努めてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/104104-07-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/104104-07-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月12日

(令和7年8月8日 パートナーシップ構築宣言変更によるURLの更新)

株式会社システナ 代表取締役会長 逸見 愛親